

令和 8 年度寒河江市環境衛生組合連合会広報活動推進事業費補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、本市における環境衛生の向上に資するため、寒河江市環境衛生組合連合会規約（昭和 3 7 年 4 月 2 0 日施行）に基づき設置された寒河江市環境衛生組合連合会（以下「連合会」という。）が行う広報活動推進事業に対し、予算の範囲内で寒河江市環境衛生組合連合会広報活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 1 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業及び経費）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、連合会が実施する広報誌の発行に係る事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は広報誌の作成に要する費用とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費のうち実支出額とし、同一年度内で 3 万円を上限とする。

（補助金等交付申請書）

第 4 条 規則第 5 条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、令和 9 年 1 月 3 0 日とし、添付すべき書類は、広報誌の発行に係る見積書とする。

（補助事業等実績報告書）

第 5 条 規則第 1 4 条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、広報誌成果品及び領収書の写しとする。

（帳簿等の保管）

第 6 条 規則第 2 2 条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。